

国連人権理事会 UPR 日本審査への NGO 情報提供

2008年1月
新日本婦人の会

1、新日本婦人の会について

新日本婦人の会は、1962年創立、全国に会員20万人、週刊の機関紙読者30万人を有し、国連経済社会理事会の特別協議資格をもつNGOである。

2、日本の人権状況：ジェンダー平等・女性の人権の視点から

ジェンダー平等や女性の人権・地位向上に関する国際的な指標において、日本はいずれも低い位置にあり、先進国の中では最低レベルである。たとえば、国連開発計画（UNDP）が毎年発表しているジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）を見ると、2006年が75か国中42位、2007年は、95か国中54位。世界経済フォーラムの「男女格差指数」では、2006年が115か国中80位、2007年は128か国中91位。経済活動でも、社会進出においても、女性は数においては増えているが、意思決定レベルへの参加の遅れが際立っている。人権理事会において、日本の人権状況が審査されるにあたり、新日本婦人の会は女性団体として、ジェンダー平等・女性の人権の視点から問題を指摘したい。

（1）バックラッシュ

日本におけるジェンダー平等・女性の地位向上のとりくみを遅らせている背景に、バックラッシュがある。90年代、人権や女性分野において重要な国際会議が次々開かれ、NGOの強力な働きかけとあわせて、国際的に大きく前進するなか、日本でも男女共同参画社会基本法が制定され、男女平等を推進する国内本部機構（ナショナル・マシナリー）も設置された。こうした動きにたいし、国会議員や閣僚含め、先の日本の侵略戦争を正義の戦争と美化し、伝統的家族制度を理想とする勢力が、マスメディアも使いながらジェンダー平等・女性の地位向上の取り組みを妨害する攻撃をつよめている。国会議員や閣僚が“ジェンダー”という、日本では一般的になじみのないことばの意味を故意にゆがめ、「ジェンダーという言葉は途上国のための言葉、先進国にあてはめてよいものか」「女性差別撤廃条約は過激なフェミニズムの元凶」などと不見識な発言をくりかえし、ジェンダーにとらわれないという意味で教育現場などで使われている“ジェンダー・フリー”という言葉も、「家族を解体し、フリーセックスを助長し、男女の違いを否定する過激な思想」にもとづくものであると攻撃、政府のとりくみに重大な後退が起こっている。

2005年、男女共同参画基本計画の改定にあたり、“ジェンダー・フリー”について、バックラッシュ派の歪曲した主張を取り入れる注釈が付け加えられる一方、改定前に記載されていたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する記述が削除された。さらに内閣府が都道府県や政令指定都市にたいし、“ジェンダー・フリー”という用語を使用しない旨の通達まで出すにいたっている。また、バックラッシュ派のリーダーであった安倍前首相の下で、2006年に教育基本法が改定され、男女共学の項が削除された。現在、バックラッシュ派は、男女共同参画社会基本法や計画の廃止・改定をもとめる請願運動を展開する一方、「家族の絆を守る会」を結成し、「国連発のフェミニズムに対抗する」ために国連NGOの認証をめざして活動している。

私たちは、男女平等・共同参画へのジェンダー・バックラッシュを許さず、国連女性差別撤廃

条約と憲法にもとづく実効ある施策を求めている。

(2) 民法

日本の民法では、婚姻や家族に関する規定のなかに、女性にとって不利ないし差別的な内容が含まれており、NGOが何年にもわたり改正をもとめ、女性差別撤廃委員会からも是正が勧告されている。現行法では、

- ・婚姻適齢年齢—男は18歳に、女は16歳にならなければ、婚姻をすることができない。
- ・再婚禁止期間—女性にのみ、離婚後6カ月を経過しなければ再婚できない。
離婚後300日以内に出生した子どもは、前の夫の子どもとして戸籍に記載される。(この規定は現状にあわないため、法務省通達により救済措置が図られたが、対象はごく一部に限られている)
- ・夫婦の氏—夫婦は婚姻の際に、夫または妻の氏を称するとし、夫婦別姓を認めていない。
- ・法定相続分—法律上の結婚をしていない男女間の子どもの相続は、法律婚の子どもの2分の1となっている。

選択的夫婦別姓制度をもとめる女性たちの運動や世論を背景に、2001年に法相が早期に民法改正をはかる考えを示すなど積極的な動きがうまれたが、「家族制度の破壊につながる」とのバックラッシュ派の攻撃で、つぶされている。

(3) DV・暴力・メディア

女性に対する暴力や性暴力に関して、DV法や児童買春・ポルノ処罰法、出会い系サイト規正法など法整備が進み一定の前進があるものの、少女が処罰の対象となっていたり、売春防止法でも女性が処罰されるなど問題が残されている。また、公共の乗り物に女性の裸同然の写真を使った広告が張られている、子どもたちも出入りするコンビニストアに、ポルノ雑誌が置かれている、インターネットや携帯電話を使ってのわいせつメールや画像の配信など、ほとんど規制がない状態である。一方で、バックラッシュの攻撃によって、性教育が著しく後退させられ、女兒、男児ともに性を学ぶ権利を奪われている。

女兒や女性の人権、性の商品化の問題について、メディアの自主的なとりくみと同時に、法整備を含む対策が必要であるとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツにもとづいた性教育を学校はもとより、社会的なとりくみにすることが求められる。

(4) 日本軍慰安婦問題

90年代に元日本軍慰安婦の女性が名乗り出たことをきっかけに、日本やアジア諸国を中心に、日本政府への謝罪と補償をもとめる運動が大きく広がった。女性差別撤廃委員会など国連からもたびたび勧告を受けているが、日本政府は公式な謝罪と補償に応じていない。国会でも野党が「慰安婦」問題全面解決のための法案を共同で提出し続けているが、与党の抵抗で成立にいたっていない。2007年にはアメリカ、カナダ、オランダおよび欧州議会が同趣旨の決議をあげており、国際的にも日本政府の真摯な対応が問われている。

(5) 働く女性

パートを含む女性労働者の平均賃金は男性の49.8%、男女賃金格差が是正されず、むしろ格差は拡大している。

人件費を徹底して削る財界戦略のもと、リストラや賃下げ、安上がりの非正規雇用の激増で男女とも賃金が低下し、女性の非正規化の拡大は格差固定の一因となっている。パートなど短時間

労働者の 71.8%は女性、新規高卒女子のパート就労は 63.2%にもものぼる。働きつづけたくとも妊娠・出産・育児で中断せざるを得ず、非正規雇用で再就職する女性が多い。

新婦人の「働き方」アンケートでも、男女問わず、過労死ライン（月 80 時間以上）を超える働き方がまん延し、「外資系の職場では、夜は毎日 11 時過ぎ、土日は接待や講演会で、たまの休みは眠るだけ」「グループホームの管理者として働くが、20 時間まででていた残業代がゼロになり、わずか 4000 円の手当のみに」など、長時間・過密労働のうえにサービス残業を強いられている実態がある。特に 30、40 代の子育て世代は、「子育てと仕事の両立が大変で、休めばクビになる」「子どもと接する時間がない」など深刻な声があがっている。

（6）女性の貧困化

あらゆる分野で競争と利潤追求が最優先されるなか、貧困と格差がひろがっている。生活保護受給者は 100 万世帯を超え、高齢者世帯が約半数をしめている。また、離婚の増加により、母子世帯は 95 万世帯にもものぼり、母親の 85%が働いているが、年間収入は 212 万円と、一般世帯の半分にも満たないなかで子育てをしているなど、女性の貧困化がひろがっている。にもかかわらず、生活保護基準の引き下げや、母子加算、老齢加算の廃止、児童扶養手当の削減など基礎的生活基準すら危ない状態にある。

新婦人の母子世帯調査でも、「生活が苦しい」世帯が 84.9%にもものぼり、「200 万円未満のワーキングプア」が過半数、「子どもが望む教育をうけさせられない」「命綱の児童扶養手当は削らないで」と、切実な声があがっている。

（7）その他

・選挙制度

95 年、国政選挙において小選挙区制が導入された。大政党有利に民意をゆがめるものとなり、女性の進出にとっても不利になっている。比例代表制度を中心とする選挙制度の見直しが求められる。

・女性差別撤廃条約選択議定書

1999 年に採択された女性差別撤廃条約選択議定書について、政府は消極的で、いまだに批准されていない。国際的にも立ち遅れている日本の女性の地位を向上させるためにも、政府が早急に批准するよう、運動をつよめていきたい。